

「しあわせバイ信州運動パートナー」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、しあわせバイ信州運動の意義に賛同し、共に運動を進めていく「しあわせバイ信州運動パートナー（以下「パートナー」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 日々の買い物で県産品や地域のお店を選ぶ消費行動の促進により、地域産業を応援し、農地や森林の保全、豊かな暮らしの創出につなげることを目指す。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) しあわせバイ信州 県内経済循環を高める取組として、県産品や県内での消費拡大に向けた意識の醸成、行動変容を促す取組をいう。
- (2) 県産品 原材料又は生産地が長野県であるものをいう。

(登録の対象)

第4条 長野県内で事業者や店舗等のある事業者・団体等（以下「事業者等」という。）で、本運動の意義に賛同し、共に運動を進めていく者をパートナーとする。

2 パートナーとして登録できる事業者等は、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 県産品を県内で販売または消費していること。飲食店、ホテル・旅館での県産品のサービスを含む。
- (2) 地域で愛されるお店として県民が利用していること。

(登録の申請)

第5条 パートナー登録を希望する事業者等は、パートナー登録専用フォームより申請するものとする。

2 知事は、前項の申請内容が適当であると認められる場合は、当該申請をした事業者等をパートナーとして登録するとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

3 知事は、前項の登録をしたときは、パートナーの希望に応じてポスターを配布する。また、統一ロゴの使用を認める。

(登録の期間)

第6条 パートナーの登録期間は登録日から1年間とする。ただし、期間の満了する日までに、パートナーから登録辞退の申出がない場合は、自動的に更新されるものとする。

(登録の変更及び辞退)

第7条 パートナーは登録した内容に変更が生じた場合は、変更内容を知事へ報告するものとする。

2 パートナーは、登録の辞退をしようとするときは、登録辞退を申し出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、パートナーが要件を満たさなくなった場合や信用を失墜する行為を行うなど、パートナーとして適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

(パートナーの役割)

第9条 パートナーは次のことに努めることとする。

(1) 共通事項

ア 消費者の求める県産品等を積極的に提供する。

イ 第5条で配布されたポスターやロゴを事業者内の見やすいところに掲示し、自らも登録事業者であることのPRを行う。

(2) 個別事項

県産品の表示や県産品売り場の設置、県産品の商品・社食の提供など、それぞれのできる取組を進める。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、産業労働部産業政策課において所掌する。

(補足)

第11条 この要綱に規定するもののほか、しあわせバイ信州運動パートナー登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。